

# 敦賀市男女共同参画センター 個別施設計画

令和3年2月

敦賀市企画政策部市民協働課

## 目次

---

1	策定の目的と位置付け .....	1
	（1）目的 .....	1
	（2）本計画の位置付け .....	1
2	計画期間と対象施設 .....	2
	（1）計画期間 .....	2
	（2）対象施設 .....	2
3	現状と課題 .....	2
4	基本的な考え方 .....	3
5	施設の状態 .....	3
6	対策内容と費用 .....	4
	（1）対策内容と実施時期 .....	4
	（2）概算費用 .....	4

・ 本計画は、特に断りがない場合、令和元（2019）年度末時点のデータに基づき作成しています。

# 1 策定の目的と位置付け

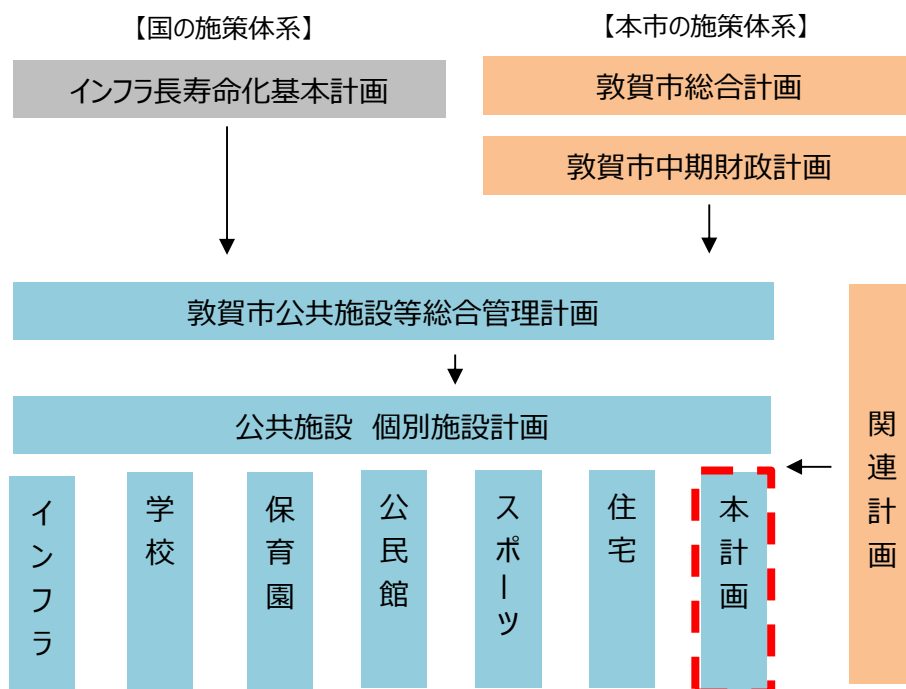
## (1) 目的

本計画は、平成29(2017)年1月に策定された敦賀市公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画として、敦賀市男女共同参画センターの管理に関する具体的な対応方針を述べることを目的としています。

## (2) 本計画の位置付け

本計画は、敦賀市公共施設等総合管理計画の下位計画となります。

図表1 本計画の位置付け



## 2 計画期間と対象施設

### (1) 計画期間

本計画の計画期間は、令和3（2021）年度から令和12（2030）年度までの10年間とします。

なお、本計画は、敦賀市公共施設等総合管理計画の改訂や社会環境等の変化等を踏まえ、適時見直しを行います。

### (2) 対象施設

本計画の対象施設は、敦賀市男女共同参画センターです。

図表2 対象施設概要

施設名称	地区	運営形態	延床面積 (㎡)	代表建築 年度	経過年	耐用年数	残耐用 年数
敦賀市男女共同参画センター	南	直営	362	1977	42	50	8

## 3 現状と課題

敦賀市男女共同参画センターは、敦賀市の男女共同参画の推進及び市民活動の活性化を図る目的で整備され、市民活動団体が利用できるフリースペースや女性相談用の相談室等を有しています。

センターは平成30年度より、旧男女共同参画センターから現在の南公民館3階部分に機能移転しました。その後、平成31年に3階部分を教育委員会より移管し、センター運営を継続しております。

建物は耐震基準Bランクを満たしているものの、建設から42年経過しており、建物の老朽化が進行しております。耐用年数を迎える時期に、今後のあり方について検討する必要があります。

なお、老朽化に伴う建物の修繕については南公民館と十分に協議し、双方の施設の運営形態や、時代に合わせた機能も見据え、施設水準の維持に努めます。

## 4 基本的な考え方

---

敦賀市男女共同参画センターは、敦賀市の男女共同参画の推進及び市民活動の活性化を図る拠点として、今後も同機能を存続します。

ただし、施設自体は老朽化による影響が大きいことから、南公民館と十分協議しながら施設の維持に努めます。

## 5 施設の状態

---

南公民館の建築基準法による法令点検と、男女共同参画センターによる「敦賀市公共施設簡易点検マニュアル」に基づく目視点検を行っております。

このうち、目視点検による結果は以下のとおりです。

図表3 簡易目視点検結果

施設名称	建築物	設備その他
敦賀市男女共同参画センター	<ul style="list-style-type: none"><li>・建物内部に、漏水が原因と思われる壁塗装の剥離が進行中（窓からの漏水も含む）。</li><li>・建物の一部より漏水あり。</li><li>・屋上防水加工の劣化（南公民館）</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ガラスのひび（2か所）</li><li>・回転窓開閉不良箇所あり</li><li>・蛍光灯器具のちらつき</li><li>・相談室壁の欠損</li></ul>

漏水の侵入経路は不明ですが、それを起因とする建物の劣化が進行していると推察されます。また、設備も老朽化等による修繕箇所が見受けられます。

利用者が安心して使える施設となるよう、南公民館と協議しながら随時修繕を行います。

## 6 対策内容と費用

### (1) 対策内容と実施時期

基本的な考え方や施設の状態を踏まえた、本計画期間（10年間）における具体的な対策内容と実施時期は次のとおりです。

図表4 対策内容と実施時期

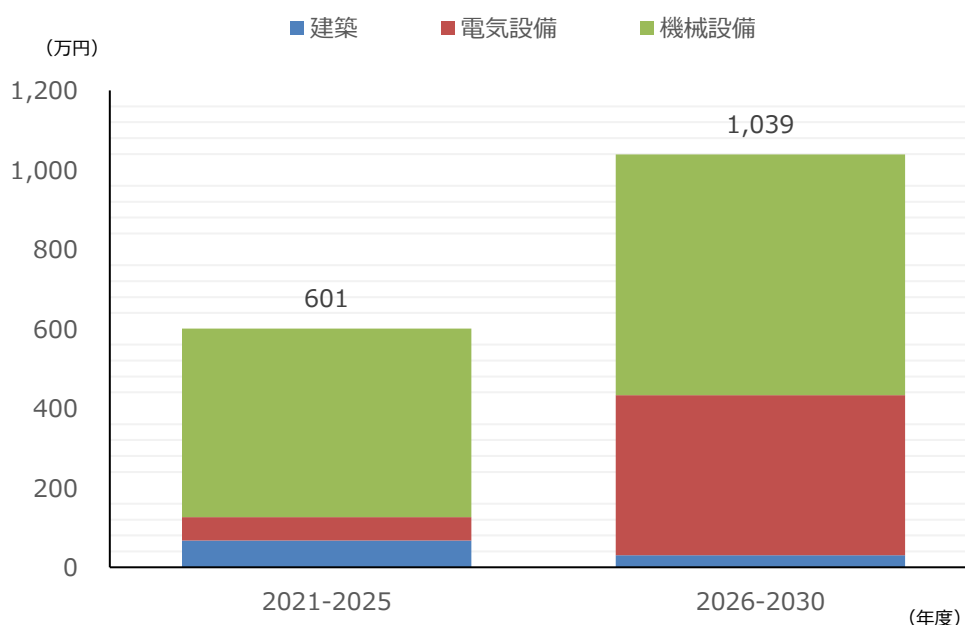
施設名称	方向性_機能	方向性_建物											検討段階
			2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	
敦賀市男女共同参画センター	存続	現状維持	現状維持										決定

機能は存続、建物は現状維持とします。令和9（2027）年に建築から50年となり、建物の耐用年数を迎えることから、今後の在り方について建物の状況を確認し、検討する必要があります。

### (2) 概算費用

本計画期間中に要する概算費用（維持管理費用除く）は、耐用年数を超えた使用を見据えた場合、建築、電気設備、機械設備合わせて1,640万円を見込んでいます。ただし、この費用は今後の施設の状態、劣化診断等により変動します。

図表5 概算費用



※ 国土交通省官庁営繕部監修「建築物のライフサイクルコスト」の㎡単価に基づく試算。機械的な試算であり、「6（1）対策内容と実施時期」の内容とは連動していない。